

令和6年7月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジ、電気掃除機（自走式）、リチウム電池内蔵充電器、ACアダプター（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7件
（うち換気扇（トイレ用）1件、電子レンジ1件、
マルチタップ（USB充電ポート付）1件、電気ホットプレート1件、
電気掃除機（自走式）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、ノートパソコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 15件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
ヘアドライヤー1件、靴（ルームシューズ）1件、
リチウム電池内蔵充電器3件、エアコン（室外機）1件、ノートパソコン1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1件、ポータブルDVDプレーヤー1件、
電動車いす（ハンドル形）1件、接続ケーブル（太陽光発電システム用）1件、
焙煎機（コーヒー豆用）2件、携帯電話機（スマートフォン）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202100981、A202300686、A202300801、A202300952を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400384	令和6年7月9日	令和6年7月23日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(90歳代)が、当該製品とともに川で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A202400385	令和6年7月9日	令和6年7月23日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A202400386	令和6年7月3日	令和6年7月24日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和6年7月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400387	令和6年6月16日	令和6年7月24日	焙煎機(コーヒー豆用)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和6年6月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202400388	令和6年7月15日	令和6年7月24日	焙煎機(コーヒー豆用)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400389	令和6年7月12日	令和6年7月24日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	公共施設で当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし